

島尻マングローブ域における海面利用に関する協定

1 概要

区域	島尻のマングローブ域(平良字狩俣島尻バタラスの公有水面)
締結事業者	・宮島観光 ・セブンシーズ
締結事業者数	計2事業者
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例(通称「水上安全条例」)に基づく適正な手続きを行っている。 ・宮古島サステナブルツーリズムガイドラインを遵守する。 ・安全管理や、環境保全、使用ルールの遵守、美化清掃に努める。 ・島尻のマングローブ域公有水面が天然記念物であるという事実を踏まえ、資源の保護、海域の保全等に協力する。 <ul style="list-style-type: none"> - 入水や、漁、ゴミの投棄、自然環境の変更をしてはならない。 - ごみゴミを見つけたら回収する、施設を清潔に維持する努力をする。 ・協定を締結した事業者のみが島尻のマングローブ域公有水面を観光利用できる。 <ul style="list-style-type: none"> - 協定を締結した事業者以外の事業者が島尻のマングローブ域公有水面を観光利用しているのを確認した場合、適切に対処する。 ・資源の保護、海域の保全等に寄与するために、島尻のマングローブ域公有水面の観光事業利用をとおして協力金を支払う。

2 協定区域



島尻マングローブ域における海面利用に関する協定の区域は以下の通り

